

「大阪市同和問題に関する有識者会議」開催要綱

(目的)

第 1 条 「人権問題に関する市民意識調査」結果に見られる課題やインターネット上の人権侵害事象など同和問題における現代的な課題の解決に向けて幅広く意見を求めるため、「大阪市同和問題に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第 2 条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者、その他関係者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第 3 条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第 4 条 会議は、概ね 2 年間開催する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じ、市民局理事が招集する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、市民局人権室において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。